ハ　内閣総理大臣は、機構が行う業務の用に供させるため必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産を機構に貸し付けることができるものとする。（第九十七条第一項関係）

3　その他

その他規定の整備をする。

4　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の経過措置等について定める。

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第六条関係）

⑷　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（法律第六十号）（厚生労働省）

第１　労働者災害補償保険法の一部改正

1　遺族補償年金における支給要件等に関する事項

⑴　遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金（以下「遺族補償年金等」という。）を受けることができる遺族の要件について、夫が六十歳以上であること又は厚生労働省令で定める障害の状態にあることという要件を削る。（第十六条の二第一項関係）

⑵　遺族補償年金等について、遺族の人数が一人であり、当該遺族が五十五歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻である場合の額の特例を廃止し、遺族の人数が一人である場合の額を一律で給付基礎日額の百七十五日分とする。（第十六条の三第四項、別表第一関係）

2　特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体に関する事項

⑴　特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が労働者災害補償保険の適用を受けることにつき政府が承認するための要件として、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十三条第一項に規定する業務であって労働者災害補償保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他の労働者災害補償保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に適合するものであることを定める。（第三十五条第一項関係）

⑵　政府は、⑴の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）の労働者災害補償保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとするとともに、承認団体がこの命令に違反したときは、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができるものとする。（第三十五条第四項、第五項関係）

3　労働者災害補償保険法第二十九条第一項各号に掲げる事業であって労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。（第三十八条第一項関係）

4　療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付及び介護給付を受ける権利について、これらの保険給付の原因である事故に係る疾病が、その性質上、労働者災害補償保険法第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利の消滅時効の期間を二年から五年に延長する。（第四十二条第一項関係）

5　その他所要の改正を行う。

第２　船員保険法の一部改正

1　遺族年金を受けることができる遺族の要件及び額について、第１の１に準じた改正を行う。（第三十五条第一項、第九十八条第一項関係）

2　休業手当金を受ける権利の消滅時効の期間について、第１の４に準じた改正を行う。（第百四十二条第一項関係）

3　その他所要の改正を行う。

第３　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正

1　特別遺族年金を受けることができる遺族の要件について、第１の１の⑴に準じた改正を行う。（第六十条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　労働基準法の一部改正

1　災害補償の請求権の消滅時効の期間について、第１の４に準じた改正を行う。（第百十五条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第５　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正

政令で定める事業について、当分の間、労働者災害補償保険の適用事業としない暫定措置を廃止する。（附則第十二条関係）

第６　施行期日等

1　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　３の一部　公布の日

⑵　第５及び３の一部　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

2　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第十二条関係）

3　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

◇防災庁設置法（法律第六十一号）（内閣官房）

1　設置

内閣に、防災庁を置く。（第二条関係）

2　任務

防災庁は、次に掲げることを任務とする。（第三条関係）

⑴　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二の基本理念（⑵において「基本理念」という。）にのっとり、防災（災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下同じ。）に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

⑵　基本理念にのっとり、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

3　所掌事務

⑴　防災庁は、２の⑴の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。（第四条第一項関係）

イ　防災のための施策に関する基本的な方針及び計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ロ　イに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ハ　関係行政機関が講ずる防災のための施策の実施の推進に関すること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。